

平成 26 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 26 年 7 月 30 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

6 番	森本文隆君	25 番	前田達也君
29 番	小堀田幸一君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

#### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 37 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 38 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成26年第7回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また暑い中にご出席いただきましてありがとうございます。今年は梅雨明け以降毎日酷暑が続いているわけですが、すけれど、しばらくは暑い日が続くのではないかと思いますので、体調には十分気をつけて生活していただきたいと思います。先日17日に新規就農者の激励会がありまして、天草市で15名の方が新規就農ということで出席していただきました。また、24日には新規青年の就農資金の申請が11名の方からありましたが、多分全員給付対象になると思います。こういう方々が農業を始めて、定着し継続して農業をされるようにしていきたいと思っておりますので、農業委員の皆様へ何か相談がありました時には十分相談に乗っていただきたいと思っております。それでは本日もよろしくお願い致します。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は6番森本委員、25番前田委員、29番小堀田委員、の3名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

---

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8番、中村三千人委員、11番、浦上廣幸委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は埼玉県の譲渡人より、本町の田2,969㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

2番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田642㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不

許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の畑701㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、オリーブを栽培される計画です

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。福岡県大牟田市の譲受人は、福岡県大牟田市の譲渡人より、有明町の田479㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

5番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田2,596㎡、畑705㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。まず場所ですが、本町の東に位置します。ここは昭和54年頃に基盤整備がなされておりました、良いところでございます。譲渡人が天草の農地を処分したいということで、今回の申請に至ったそうでございます。譲受人は水田には水稻を作ろうということですがんばっていらっしゃいます。譲受人の父親が正月のしめ縄用の稲も作ってみようという話もしていらっしゃいました。何も問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。譲受人も譲渡人も佐伊津の方で、譲受人の果樹園の先にある農地です。先月の総会で交換された方です。現在少し荒れていますけれども、今後は果樹を作りたいとのこと。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。3番について説明致します。場所は天草市五和支所から西へ1キロ位行ったところでございます。先程事務局から説明がありましたとおり、オリーブを栽培されるということです。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○32番(松川兼光君) 32番、松川です。申請地は有明町楠甫の高規格道路より南へ約1キロのところになります。申請地は譲受人の部落の方が飼料作物用で借りて作っておられましたが、高齢となり耕作が困難となり農地を返されました。譲渡人も高齢で耕作できないということで、譲受人へ贈与するという事です。譲受人は定年後きちんと農業を営まれておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番(川原昭雄君) 3番、川原でございます。譲受人の説明が具体的にあったわけでございますけれども、福岡に現在いらっしゃるというわけでございますから、これはちょっと不合理な点があるのではないのでしょうかと思うわけでございます。もう少し具体的に審議するわけでございますので、説明を求めたいと思います。

○32番(松川兼光君) 32番、松川です。譲受人の住所は大牟田となっておりますが、現在は有明町に住んでおられます。今でも度々仕事関係で住所は移動していないというところ

です。生活は有明の家でしておられ、農業機械等も置いて農業されておられます。

○3番（川原昭雄君） それならばですね、申請を受けた際に事務局の方で、これは駄目ですよと、住所を有明に移してくださいと指導しないといかんとじゃなかとですか。発言を求めます。

○事務局（藤崎眞二君） 譲受人の住所のことですが、申請時に住所が他の市町村であっても許可は可能であります。許可可能というのが、通作ができるかどうかという点で判断をします。本件の場合、有明町に在住で数年前から農業もされているということが確認とれておりますので、住所が違って農地法上の許可については問題ないと思います。

○3番（川原昭雄君） それでは、その地域に定住していらっしゃるならば、行政から指導が必要ではなかですか。住所変更せなならんとじゃなかですか。そこに生活の本拠があるのなら、住所移転をしてくださいということで、農業委員ももちろんのことですけど、行政の方も間違いじゃないですか。そういうことを行政に申し出をしてください、それが条件。

○事務局（藤崎眞二君） 農業委員会では農地法に基づいて許可・不許可を判断していただくこととなりますので、今回の住所につきましては先程申し上げましたとおりでございます。確かに行政上どうなのかなというところはありますけれど、そこは農業委員会では判断できませんのでここではお答えできないことかと思えます。

○3番（川原昭雄君） それでは行政側と話をさせていただくことを条件にしますか。外国人のごたる方法をとってもらおうと困ります。

○事務局（森内健二君） 農地法の許可・不許可につきましては、先程藤崎参事が申しあげましたとおりです。確かに生活の本拠地は住民基本台帳の住所と同じ方が望ましいと思います。先程ありましたように仕事の都合もありますので住民票は向こうにおいておくということですけど、そこは特に今回の案件には問題ないと思っております。以上です。

○3番（川原昭雄君） テレビでようありよりますが、中国人が北海道の山を買うそうなんです。それは、農業委員会にかけないからいいものの、農地というものは原則としてそこに住所を持っておる人が農業をすることを条件として求められるわけですから、農地法上そうであっても、指導する機関は、農業委員会は、こうですよということは言わにゃいかんですよ。

○事務局（森内健二君） 生活の本拠地と言いますのは、そこで生活をしているところですので、譲受人は有明町に何年も住んでおられるということで特に農業委員会としては、住民基本台帳の登録してある住所を変えなさいという必要はないと思います。

○3 番（川原昭雄君） 農地法の改正をせんばつまらん。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5 番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○2 番（稲田秀敏君） 2 番、稲田です。5 番について説明致します。譲受人と譲渡人は親子でございます。場所は倉岳町棚底の浄化センターの少し上にあります。申請地は元々母親の実家の土地を平成9年に譲り受けたということで親の名義になっていたところに贈与して所有権移転したいということになりました。何等問題はございませんので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 1 番について説明します。長崎市の申請人は、個人住宅を建築したいため、丸尾町の畑2筆323㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。1 番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、親から相続により申請地を取得し、自己住宅を建築したいというものです。場所は丸尾町の中心にあります。資料は1 ページ、現地の状況は前方のスクリーン

をご覧ください。現在長崎市在住ですが、退職を機に天草に帰り永住をされます。申請地は年2回の草刈りをして管理してあります。給水は市水より、生活雑排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲に農地はなく特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。亀場町の申請人は霊園を設置するため、亀場町の畑1,363㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。2番について説明致します。場所は亀川の中心地より北側に位置します。亀場町在住の申請人が地域の方々の要望により、畑1,363㎡を共同墓地、霊園として申請したいということでございます。前方のスクリーンで言いますと、向かって左側、手前、そして右側全て昔から墓地でございます。そういうところで墓地に囲まれたところでもございます。昔は墓を作るには上の方が上等な土地でございましたけれど、高齢化しまして墓地に参りに行くのも大変難しいということで、どんどん人家の近くに下りてきて墓地を作る要望が非常に増えてます。そういう状況で、天草市市民環境課規定の全ての書類、特に同意書関しましては、114軒の家の同意書、それから2名の方の隣接同意書、区長さんの排水同意書、全て添付してございます。墓以外にはならない畑でございます。皆さん方のご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。



次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。宮地岳町の申請人は農業用倉庫を建築するため、宮地岳町の畑214㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可することができませんが、農業用施設は例外的に許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3番についてご説明致します。ただいま事務局から説明がありましたとおりですが、場所は国道266号線から県道宮地岳・今田線に少し入りましたところになります。スクリーンを見ていただくと分かりますように、昭和60年頃に小屋が建っております。申請人の父が亡くなられてそのまま放置してあったところに、隣接地に家を建てる際に農地のままになっていることが分かり今回の申請に至ったそうです。農業用倉庫と堆肥置場にしたいということです。申請人は会社勤めをされながら農業されておられるわけでございますけれど、何等問題ないと思っております。始末書と区長さんの排水同意も添付されております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。有明町の申請人は、植林したいため、有明町の畑608㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に植林してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。4番についてご説明致します。申請地は以前果樹を栽培されておりましたが、周囲が山ですので猪の被害で収穫時期にはみかんをとったことがないということです。猪には勝てないので、みかんをやめてスクリーンにありますように杉を植林したということで始末書及び周囲の同意書を添付してあります。ご審議をよ

ろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。有明町の申請人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、有明町の田1,737㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。5番についてご説明致します。場所は有明町上津浦の国道より1.5キロ程入ったところにあります。現在休耕地であり、ここも猪の害です。近くに田がありますけれど、ほとんど耕作していないというところもあります。今回太陽光発電ということで、発電量が約50キロワット、パネルが200枚、それと雨水の排水については左側に家がありますけれど、田と宅地の間に川が流れておりますのでそこに排水するという事です。生活雑排水・汚水は関係ありませんので問題ないかと思えます。それと近隣の農地の同意書や区長さんの排水同意書もとってあります。審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局の説明をよろしくお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の申請人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、有明町の畑1,003㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準について

は、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。6番について説明申し上げます。ただいま事務局からの説明のとおりです。前方スクリーンをご覧ください。写真にありますように道路がV型になっており、両脇には民家が2、3軒建っているところがございます。現在の申請地にはみかん等が植えてありますけれど、申請人は大体上津浦の方で、大島子までくるのも大変ということで太陽光発電による売電をし管理したいとのこと。雨水は道路の側溝へ流されます。区長の同意も添えてあり何も問題ないかと思っておりますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。南町の借受人は個人住宅を建築するため、南町の貸渡人から本渡町の田500㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。借受人と貸渡人は親子でございまして、借受人の第2子が生まれて借家住まいでは手狭になったため個人住宅を建てたいということでございます。場所は山口橋より北へ入ったところがございます。上水は市水、生活雑排水は公共下水道と計画されています。周囲はまだ貸渡人の農地が残っているため同意はもらってありません。区長さんからの排水同意はもらってあります。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。中村町の譲受人は通路とするため、中村町の譲渡人外2名から中村町の畑212.44㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、譲渡人が親より相続した土地を売買により取得し自宅から道路までの通路として転用したいということです。場所は広瀬橋の近くです。資料④は8ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地は譲受人宅の隣接地になるため一部を通路として利用していたため始末書を添付しております。雨水は宅地の排水が悪いため通路の両側に側溝を設け、既設の道路側溝を利用されます。周囲に農地がなく特に問題ないと思えますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。本渡町の譲受人は、アパートの駐車場として利用したいため、横浜市の譲渡人から、本渡町の畑305㎡の内102.66㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請人は所有するアパートの駐車場として売買により取得し転用したいというものです。場所は本渡海水浴場

の近くで、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。現在所有されているアパートの駐車場が4台分しかなく、不足しており新たに4台分の駐車場を設けたいというものです。申請地は1年前まで耕作されていましたが、現在は草が茂っております。周囲は宅地で特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。亀場町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、下浦町の貸渡人から下浦町の田548㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に太陽光設備を設置してありますので、始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番について説明致します。場所は本渡東中学校の下の方になります。申請地の横に海まで続く水路が作ってあります。この水路を作る時にここの田には水がこないような田になったそうです。ここに太陽光発電施設を設置したいということです。既に設置してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。本町の譲受人は宅地拡張するため、埼玉県の譲渡人から本町の田69㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可することができませんが、既存の施設の拡張は例外的に許可できることと

なっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。  
既に盛り土しているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。5番について説明致します。譲渡人がよそにいる時に既に農器具等置場として使用してありましたので、始末書が添付してあります。申請地は譲受人の家からすぐ隣でありますので、農機具を置くのに大変便利であるということです。屋根は当分作らないとのことで、今のところは屋根なしで使用するそうです。排水路が周りに通っておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。本町の譲受人は、病院施設の駐車場を造成したいため、本町の貸渡人から、本町の畑178㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。6番について説明致します。事務局説明のとおり、どうしても駐車場が足りないということで今回申請されました。場所は本町下河内の東に位置します。職員の駐車場があるのですが、来客があった場合にどうしようもないということで、ここを駐車場にしたいということでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 7番について説明します。有明町の譲受人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、有明町の譲渡人から、有明町の田 614 m<sup>2</sup>を贈与により譲り受け転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。7番について説明致します。譲渡人と譲受人は親子でございます。場所は有明町須子地区のバス停から山手へ少し入ったところでございます。ここは水稻を栽培されておりましたが、海面より低かったため雨がちょっと降るとがんぶり浸かるといところで、雨が降らないと逆に干ばつになって枯れてしまうという悪条件でした。そこに高規格道路の廃土で埋め立ててもらったということで始末書が付けられています。譲渡人が高齢になり農地を管理できないので、譲受人が太陽光発電施設を整備し発電したいということです。特に問題ないと思いますが、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。倉岳町の譲受人は、老人介護施設の運動場としたいため、倉岳町の譲渡人から、倉岳町の畑 944 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。8番について説明致します。地図は資料④14ページになります。倉岳町の宮田にグループホームがあります。この案件は施設入所者並びに利用者の運動場にしたいということで申請されております。事業計画書、資金計画書並びに隣接する所有者の同意書もとれております。なんら問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。牛深町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、牛深町の譲渡人から、牛深町の田168㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。9番について説明致します。前方のスクリーンと資料④の15ページをご覧くださいと思います。場所は牛深町の須口団地から南西側になります。譲受人現在団地に住んでいらっしゃって、手狭になったということで今回自己住宅を建築したいとのこと。給水は市の水道、雨水は既設側溝、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を通して既設の側溝へ流すということです。区長の排水同意書も添付されています。既に造成されておりますので、始末書が添付されております。周囲も宅地化しておりますし、なんら問題ないと思いますがよろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 10番について説明します。志柿町の借受人は駐車場とするため、志柿町の貸渡人から志柿町の田930㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に駐車場として利用してありますので、始末書が添付してあります。以上です。



○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。10番について説明致します。場所は知ヶ崎団地付近です。この場所は瀬戸海峡掘削の時の廃土で埋めてある場所です。申請地は以前畑として利用していたそうですが、当時園長さんが亡くなられて弟が相続したが、埋めて駐車場として利用されたそうです。周囲に農地はありません。区長の排水同意書もあります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第37号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第37号について説明します。資料②の5ページから説明致します。1番の所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が27件、再設定の計画が6件、転賃の計画が16件、合計で50件、総面積は123,823㎡となっております。

なお、5ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、申請地は圃場整備がなされた畑で、1筆あたり25万円から50万円で契約し取引される予定です。今回の譲受人（あっせん候補者）ですが伊宇土町で「果樹苗木」の生産を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地へ果樹の苗木を作付けされる計画です。

6ページ目の2番、7ページ目の9番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の案件でございます。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が16件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、15ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定

49 件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 38 号、非農地通知書交付申請についてを議題とします。それでは 1 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②の 16 ページ及び前方のスクリーンをご覧ください。議題第 38 号の 1 番について説明します。熊本市の申請人は、天草町の畑 2 筆 1,690 ㎡、田 2 筆 4,447 ㎡を非農地化したいというものです。申請地の中で、一覧の 4 番目の筆については、非農地に該当すると思われませんが、他の 1 番目から 3 番目の筆は農地に該当すると思われま

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 担当の小堀田委員が欠席ですが、説明を預かっておりますので事務局の方で読ませていただきます。

「申請地につきましては、スクリーンのとおりでございます。場所は天草町福連木の北西に位置します。農業委員会事務局職員と私 4 名で現地確認を行いました。先程事務局説明のとおり、上 3 筆につきましては草が生い茂った状態であるということで、耕作可能な農地であると思われま

す。次に 4 番目の筆につきましては、灌木類が生い茂った状態でありまして、周囲も山林に覆われているということで容易に農地に復元するのは困難と思われま

す。原野として認定することが適当と思われま

す。」

とのことでした。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり 4 番目の筆は原野、1 番

目から 3 番目の筆は農地と認定します。

次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。新和町の申請人は、新和町の畑 3 筆 977

m<sup>2</sup>、田 4 筆 1,899 m<sup>2</sup>を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○17 番（川崎眞志男君） 17 番、川崎です。2 番について説明致します。申請地は、新和町小宮地の東側に位置しますが、県道から約 1 キロ入っていったところですが、現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地の大半が雑木林になっております。ここは以前 1 戸の農家が農業経営されておりましたが、経営が思わしくないということで引っ越しをされました。引っ越し後農地を購入された方が繁殖牛を飼育するというので、ブル等を使い開墾されました。開墾したところ赤土とかで農地に向かないという状況でありました。容易に農地に復元することは困難と思われる為、「原野及び山林」として認定することが適当と思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林及び原野として認定致します。

次に 3 番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 3 番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑 8 筆 11,984 m<sup>2</sup>を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7 番（佐々木碩哉君） 7 番、佐々木です。3 番について説明します。申請地には、以前はみかんを作っておられましたが、30 数年前に転職されて勤めに出られたわけですが、それから農地が荒れたようです。現在では竹や直径 20 センチ程の灌木類が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。岡山県の申請人は、有明町の畑2筆2,083㎡を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。4番について説明します。申請地は、有明町上津浦の東側に位置します。現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には灌木類が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に5番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。大阪府の申請人は、五和町の畑1筆505㎡を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明致します。申請地は、五和町御領の北東に位置します。農業委員会の事務局と現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には灌木類が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「原野」として認定することが適当と思われます。よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に6番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。倉岳町の申請人は、倉岳町の畑1筆289㎡を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。6番について説明します。申請地は、倉岳町棚底の自動車学校付近になります。現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり、現地には灌木類が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に7番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。本渡町の申請人は、本渡町の畑1筆1,217㎡を非農地化したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。7番について説明します。申請地は、本渡町広瀬の北に位置します。現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり現地には雑木が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に8番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。東京都の申請人は、本渡町の畑1筆828㎡を非農地化したいというものです。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。8番について説明致します。申請地は、本渡町広瀬の北に位置します。先程ご審議いただきました7番案件の土地の隣接地になります。現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり現地には雑木が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 農地利用形状変更届が倉岳町と河浦町から田に土を入れて形状を変更するという内容が2件ありました。許可不要転用届については、ありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

午後3時30分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三平

署名委員 浦工廣幸